

CIWEB 受注者サイト利用規約

株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム（以下「当社」という）は、当社がウェブサイト上で運営する「CIWEB 受注者サイト」に当該サイトを利用する企業もしくは組織（以下総称して「登録企業」という）が登録し、登録企業が「CIWEB 受注者サイト」を利用するサービス（別紙1《サービスの概要》に記載の内容を含み、以下「本サービス」という）に関する契約（以下「本利用契約」という）について、以下のとおり CIWEB 受注者サイト利用規約（以下「本規約」という）を定め、適用するものとします。登録企業は、本サービスの利用に先立ち、本規約の内容を承認のうえ、当社所定の手続による利用申込により本サービスの登録の申請を行い、この時点をもって本規約の一切を承諾しているものとします。

第1条（本規約の目的及び本サービスの内容）

本規約は、本サービスを登録企業に提供・運用するにあたり利用規約を定め、当社と登録企業との間の権利義務関係を規律することにより、当社が登録企業に対して本サービスを画一的かつ効率的に提供・運用することを可能とするとともに、建設産業界における生産性の向上及び電子取引の効率化を図ることを目的とします。

第2条（本規約の範囲及び変更）

1. 本規約は本サービスの利用に関し当社及び登録企業に適用されるものとし、登録企業は本サービスを利用するにあたり、又、当社は本サービスを登録企業に提供・運用するにあたり、本規約を遵守するものとします。
2. 「登録企業」とは、当社が本サービスの利用を認め、本サービスへの情報の登録（以下「企業登録」という）を行い、本規約に基づき本サービスを利用する為の資格（以下「利用資格」という）を取得した企業及び企業に所属する部署その他の組織をいいます。
3. 当社は、民法その他の法令及び公序良俗に反しない限り、登録企業の承諾なく、本サービスの利用料金の改定、本サービスの内容の変更その他の本利用契約または本規約の内容を合理的な範囲で変更できるものとします。変更後の利用規約は、本規約で別途定める場合を除き、当社が変更後の利用規約をインターネット上に掲載することその他の適切な方法により周知した日またはインターネット上に掲載することその他の適切な方法による周知の際に定めた適用開始日から有効に適用されることとし、登録企業はこれを承諾するものとします。

第3条（企業登録）

1. 企業登録は、当社から登録企業に対して ID 及びパスワードを通知した時点で完了するものとします。
2. 当社は、本サービスへの企業登録を希望する者（以下「登録希望者」という）が以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合は、当社は当該登録希望者の企業登録を認めないことがあります。
 - (1) 登録希望者が実在しない場合。
 - (2) 登録希望者が過去に本規約違反等により、本サービスの利用停止処分中であり、または、過去に本規約違反等で利用資格が抹消されている場合。
 - (3) 申込の際に当社に届出た事項に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。
 - (4) 登録希望者の口座が、収納代行会社、金融機関等により、過去に利用停止処分等を受けている場合。
 - (5) 登録希望者の所属する企業が過去に企業登録を行っている場合、本サービスの利用料金の支払を過去に怠ったことがある場合。

- (6) 登録希望者が本規約の第 14 条に定める事由の何れかに該当する場合。
 - (7) その他、登録希望者に利用資格を付与することを不適切と当社が判断した場合。
3. 企業登録に当り、登録希望者は当社所定の手続にて、必要な情報を当社に通知する必要があります。
 4. 当社は、前項により登録された情報について、次の各号記載の場合において使用することができるものとします。
 - (1) システムによる発注企業へのデータの送信や本サービス利用料金の請求など、本サービスの提供に必要な場合。
 - (2) 当社が登録企業に有益と考えるサービスの情報を登録企業に提供する場合。
 5. 前項にかかわらず、当社は、企業登録後、本サービスを利用する発注企業に対し、本サービスの利用範囲拡大のため、当該企業名及び住所等を通知することができるものとします。

第 4 条 (利用資格・本サービスの提供)

1. 本サービスは、登録企業のみが利用することができるものとします。登録希望者は当社からの ID 及びパスワード発行の通知を受け、企業登録が完了した時点より、利用資格を取得します。
2. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を、登録企業の承諾を得ることなく第三者に対し委託することができるものとします。

第 5 条 (届出事項の変更等)

1. 登録企業は、企業登録の際に当社に届出た事項に変更のあった場合には、当社の指定する方法により、遅滞なく変更された事項及び変更後の内容等を届出るものとします。
2. 登録企業が前項の届出を怠った事により、登録企業自身もしくは第三者に損害が発生した場合は、直接損害、間接損害、逸失利益を問わず、登録企業が自らの費用と責任で解決するものとし、当社に故意または重大な過失のある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第 6 条 (情報の取扱)

1. 本サービスにおける取引履歴等、登録企業の本サービスの利用に伴う種々の情報は、当社のデータベースに記録されます。当該データベースに記録された情報については、当社は本サービスの提供を目的とする以外には使用しないものとします。
2. 当社は、本サービスの利用に伴う種々の情報について、次の各号記載の場合において使用する権利を有します。
 - (1) 当該情報を統計的に加工する等、個々の登録企業の識別が出来ない状態に処理した場合。
 - (2) 企業基本情報等公開されている場合。
 - (3) 前二号のほか、当社が本サービスの提供・運用のために必要であると判断した場合。
3. 本条第 1 項、第 2 項にかかわらず、次の各号記載の場合においては、当社は情報を閲覧・開示することがあります。
 - (1) 登録企業の同意が得られた場合。
 - (2) 法令に従い、開示が求められた場合。

第 7 条 (守秘義務)

登録企業は、本サービスの利用を通じて知り得た情報を、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の書面による承諾なしに、本サービスを利用する目的以外に利用してはならず、第三者に漏洩または開示を行ってはなりません。

第 8 条（登録企業設備等の設置及び維持）

1. 登録企業は、自らの費用と責任で、オンライン上で本サービスを受けるために必要となる通信機器（電話利用契約を含む）、コンピュータその他の機器、ソフトウェア等（以下「登録企業設備等」という）を設置するものとします。
2. 登録企業は、本サービスを受けるにあたって、自らの費用と責任をもって登録企業設備等を正常に稼働させるように維持し、その登録企業が選択したプロバイダー等を経由して本サービスにアクセスするものとします。

第 9 条（当社から登録企業への通知方法）

当社から登録企業に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページによる告知、電子メールでの通知など当社が適当と認める方法により行われるものとします。

第 10 条（ID 及びパスワードの管理及び利用）

1. 登録企業は本サービスの利用にあたり、企業登録の際に当社から配布する ID 及びパスワードを使用するものとします。
2. 登録企業は本サービスを利用する為の ID 及びパスワードを自らの責任で管理するものとし、ID 及びパスワードを使用する者（以下「利用者」という）の選定はすべて登録企業の責任において行うものとします。
3. 登録企業の選定した利用者の行為は、すべて登録企業の行為とみなすものとし、ID 及びパスワードを使用して行われた行為により損害を被る者が発生した場合には、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は責任を負わず、登録企業が自らの費用と責任で解決するものとします。
4. 当社は、本サービスの提供・運用に関連して当社が知り得た利用者の個人情報その他の情報（以下総称して「利用者情報」という）を、当社所定の「個人情報保護方針」及び『個人情報保護に関する法律』に基づく公表事項』に基づき適切に取り扱うものとします。

第 11 条（本サービスの利用料金）

1. 登録企業は、本サービスの利用料金、算定方法及びその支払方法などについて、別途当社が定める別紙 2（CIWEB 受注者サイト料金規定）に記載の料金表（以下「受注者サイト料金表」という）の内容に従い、当社に対して利用料金を支払うものとし、また、登録企業は、当該料金に係る消費税及びその他賦課される税や当該料金の支払に係る手数料等を負担するものとします。
2. 登録企業は、当社から本サービスの利用料金の請求を受けた場合は、当社の指定する期日までに遅滞無く請求を受けた金額を当社に対して現金（預金による振込、引落及び口座振替を含む。）で支払うものとします。

第 12 条（登録企業の責任）

登録企業は、本規約の他の条項に定める事項を遵守するほか、下記の事項を遵守するものとします。

- (1) 登録企業は、本サービスを不正の目的をもって利用しないものとします。
- (2) 登録企業は、本サービスに含まれる情報に関する、当社または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為を行わないものとします。
- (3) 登録企業は、本サービスに接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させる行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。

- (4) 登録企業は本サービスにアップロードする電子ファイルについて、コンピューターウイルスに感染した電子ファイルを本サービスにアップロードする事が無いよう、事前に自ら確認を行うものとします。
- (5) 登録企業は、本サービスに接続しているネットワークの使用条件、操作手順、諸規約、規定に従うものとします。
- (6) 登録企業は、本サービスの利用に先立ち、本サービスを通じて取引を行う相手先の企業との間で、電子的な手段で取引を行うために必要な事項について確認を行っているものとし、本サービスを利用した取引により発生したトラブルについては、取引当事者間で解決をはかるものとします。
- (7) 登録企業は、自分以外の名称を名乗ったり、代表権や代理権がないにも拘らず会社などの組織を名乗ったり、他の人物や組織との提携・協力関係を偽ることを行ってはならないものとします。
- (8) 登録企業は、本利用契約上の地位、利用資格その他の本サービスの登録企業として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させ、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供するなどの処分を行ってはならないものとします。
- (9) 登録企業は万一、自分の利用するパスワードが第三者に渡り、不正に自分の ID が利用された事を確認した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- (10) 登録企業は、故意、過失その他登録企業の責めに帰すべき事由の有無を問わず、本サービスを利用して法令に違背する行為を行わないものとします。

第 13 条（本サービスの利用・運用期間）

1. 本利用契約の有効期間は、企業登録が完了した日から 1 年間とします。また、本利用契約は、登録企業から当社に対して期間満了の 1 か月前までに本利用契約を更新しない旨の申請がない限り、同一の内容にて 1 年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 登録企業が本利用契約を更新しないことを希望する場合には、当社所定の手続にて当社に申請するものとします。

第 14 条（本サービス利用の一時停止・本利用契約の解除等）

1. 登録企業が以下の事由の何れかに該当する場合、当社は、登録企業の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、登録企業による本サービスの利用を一時停止し、または何らの催告なく本利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用資格を取得した後に、本規約の第 3 条第 1 項の各号に定める事項に該当する事が判明した場合。
 - (2) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
 - (3) 本規約のいずれかの条項に違反した場合。
 - (4) 登録企業について、差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生、特別清算、会社更正の申し立てがなされた場合。
 - (5) 登録企業が本サービスの利用料を 3 ヶ月以上滞納した場合。
 - (6) 登録企業または登録企業の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力でなくなったときから 5 年を経過しない者であることが判明した場合。
 - (7) 登録企業が反社会的勢力の威力等を利用し、または維持運営に協力する等の社会的に非難される関係を有することが判明した場合。
 - (8) 登録企業が第 12 条第 (8) 号に違反した場合。
 - (9) その他、登録企業として不適格と当社が判断した場合。
2. 第 1 項第 (6) 号または第 (7) 号により、本利用契約が解除された場合、登録企業は当社に対し、解除により生じる損害について一切請求を行わないものとします。

第 15 条（本利用契約の中途解約）

1. 登録企業は、当社に対し、本利用契約の有効期間中において、当社所定の手続に従い、解約予定日の 2 ヶ月前までに解約の通知を行うことにより、将来に向かって本利用契約を解約することができます。
2. 前項の定めに従い登録企業が本利用契約の有効期間の途中において本利用契約を解約する場合、当社は、登録企業に対し、登録企業から支払いを受けた料金を返還しないものとします。

第 16 条（本利用契約の終了時の取扱い）

1. 本利用契約が有効期間の満了、解除、中途解約その他の事由により終了した場合において、当該終了の際に、登録企業が当社及び他の登録企業に対して債務を負担しているときは、登録企業は、当社及び他の登録企業に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。
2. 前項に定める場合、登録企業は、本サービスの利用資格その他の本サービスの利用に関する一切の権利、特典を失うものとします。登録企業は、当社に対して本利用契約の終了に伴って何らの請求権を取得するものではありません。
3. 第 1 項に定める場合、登録企業は、当社及び他の登録企業に対する債務の全額を直ちに支払うものとし、当社は、既に登録企業から支払われた料金等の払戻義務を一切負担しません。
4. 本利用契約が有効期間の満了、解除、中途解約その他の事由により終了した場合、第 7 条(守秘義務)、本条及び第 19 条(責任の範囲・損害賠償)から第 25 条(分離可能性)の各条項は、なお有効に存続するものとします。

第 17 条（本サービスの変更）

登録企業は、本規約の定めに従い本サービス内容を変更する場合には、当社に対して協力するものとします。

第 18 条（本サービスの中断・停止）

当社は、以下の何れかの事態が発生した場合には、登録企業に事前に通知することなく本サービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止することがあります。

- (1) 本サービスの提供のための装置、システムの保守点検、更新を定期的または緊急に行う場合。
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。
- (3) 電気通信事業者の役務が提供されない場合。
- (4) その他、運用上あるいは技術上当社が本サービスの一時中断、もしくは停止が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。

第 19 条（責任の範囲・損害賠償）

1. 本サービスを提供するためのシステムの稼働時間は、05:00～24:00 までとします。
2. 当社は、システムに瑕疵があり、当該瑕疵が当社の故意または重大な過失によるものであると認められた場合には、本サービスを正常に提供できるよう、早期の修補に努めることを保証するものとします。
3. 以下の場合においては、当社の責任の範囲外とし、当社はいかなる損害賠償の責任も負わないものとします。
 - (1) システムの瑕疵に関して、本条第 2 項の早期の修補に努めた場合。
 - (2) 本サービスを通じて、登録企業が行った取引の内容に起因する場合。
 - (3) 本サービスを通じて登録企業が提供した情報の内容に虚偽、誤記または記入もれがあった事に起因する場合。

- (4) 政府当局による制限、ストライキ、戦争、その他あらゆる天災及び不可抗力の発生に起因する場合。
 - (5) システムの保守点検や更新を定期的もしくは事前に登録企業に対し通知した上で行う場合。
 - (6) 第 18 条に規定する本サービスの中断、停止の場合（ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除く。）。
4. 登録企業が本サービス利用によって第三者に対して損害を与えた場合、登録企業は自己の責任と費用をもって解決するものとします。また、当社または登録企業が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって相手方に損害を与えた場合、登録企業が当社に対して請求できる損害賠償額は、当該損害が発生した時点から6ヶ月遡った期間において当社に支払われたサービス料金の総額を超えることはないものとします。

第 20 条（データ保管）

1. システムで受信し、登録した登録企業の取引に関連するデータ（以下「取引データ」という）について、当社は登録時より12年間システムにて保管するものとします。
2. 本サービスを通じてシステムに登録された取引データ以外のデータについては、データにアクセスする権限を持つ登録企業が当該データを非表示にする操作を実施した場合は、その後6ヶ月間当該データをシステムで保管した後、当社はシステムより当該データを削除することができるものとします。また、データにアクセスする権限を持つ登録企業の操作によらず、システムに登録された後、1年間を経過したデータについては、当社はシステムより当該データを削除することができるものとします。
3. 本サービスを通じてシステムに登録されたデータについて、データにアクセスする権限を持つ登録企業の行為によらず、そのデータの内容に消滅、欠落、変更などが生じた場合、その原因が当社の責任によるものと当社が判断した場合は、登録企業と協議の上、当社がバックアップとして保持しているデータの範囲においてそのデータの内容を復元するための処置を行うものとします。但し、そのデータの内容の消滅、欠落、変更などが生じた為に登録企業に生じた直接損害、間接損害、逸失利益を問わず、故意または重過失がある場合を除き、当社はその一切の責任を負いません。
4. 本サービスを通じてシステムに登録された登録企業の取引データについて、システムにデータが登録された後、そのデータの内容に消滅、欠落、変更などが生じた場合は、その原因が当社の責任によるものと当社が判断した場合は、既に当該データの保管料として当社が登録企業から対価となる料金の支払を受けている場合は、その額を登録企業に返還するものとします。
5. 本利用契約が有効期間の満了、解除、中途解約その他の事由により終了する場合は、本規約に別段の定めがある場合を除き、登録企業は、本利用契約が終了した日から1か月が経過するまでの間に限り、当社が保管している電子文書、取引データを引き取ることができるものとします。
6. 本利用契約が終了した日から1か月が経過した場合には、当社は、登録企業が前項の定めに従い取引データの引き取りを完了したか否かに関わらず、当社の保管している登録企業の電子文書、取引データを削除することができるものとします。

第 21 条（知的財産権の取扱い）

当社が登録企業に対して提供する本サービスに関連する発明、考案または創作について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権（当該知的財産権を受ける権利を含む。以下「知的財産権等」という）は、すべて当社に帰属し、本サービスを利用することにより登録企業に知的財産権等が帰属することはないことを確認します。登録企業は、当社の指定する範囲外で知的財産権等を実施、複製、翻案その他の方法により利用することはできないものとします。

第 22 条（準拠法）

本利用契約及び本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法を適用します。

第 23 条（合意管轄）

本利用契約及び本規約に関して紛争が生じた場合、当社本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（完全なる合意）

本規約は、本利用契約に関し、当社と登録企業間の完全なる合意を記載しており、登録企業と当社の本サービス利用に関する本規約締結以前の全ての書面、口頭の合意または了解事項に優先するものとします。また、本利用契約及び本規約締結以前になされ、本規約締結に抵触する合意または了解事項は、本規約の締結により全て無効となるものとします。

第 25 条（分離可能性）

本利用契約または本規約のいずれかの条項またはその一部が、民法その他の法令により、不成立、無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が成立、無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

サービスの概要

本サービスにおいて、当社が登録企業に提供するサービスの概要は以下のとおりです。(*1)

(1) CIWEB 受注者サイト

登録企業が取引を行う発注者(*2)との間で、CI-NET(*3)の実装規約である「CI-NET LiteS ver2.2」でのデータの交換を実施するためのシステムをASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)の形態で提供するサービスです。本サービスで登録企業が受信もしくは送信することができる「CI-NET LiteS ver2.2」のメッセージサブセットは以下のとおりです。

【登録企業が受信することができるメッセージサブセット】

- ・ 設備見積依頼
- ・ 購買見積依頼
- ・ 見積不採用通知
- ・ 確定注文
- ・ 合意解除申込
- ・ 合意打切申込
- ・ 鑑項目合意変更申込
- ・ 一方的解除通知
- ・ 一方的打切通知
- ・ 出来高要請
- ・ 出来高確認
- ・ 請求確認
- ・ 立替金報告

【登録企業が送信することができるメッセージサブセット】

- ・ 設備見積回答
- ・ 購買見積回答
- ・ 注文請け
- ・ 合意解除承諾
- ・ 合意打切承諾
- ・ 鑑項目合意変更承諾
- ・ 一方的解除通知
- ・ 一方的打切通知
- ・ 出来高報告
- ・ 請求
- ・ 立替金確認

- *1 : 当社はサービスの改善のため、サービス内容を予告なく変更する場合がありますので、予めご了承下さい。
- *2 : 登録企業がメッセージを交換することのできる発注者は、事前に本サービスのシステムに登録されている発注者に限ります。
- *3 : CI-NETは一般財団法人建設業振興基金にて策定されている建設業界のEDI標準です。

(2) 明細部 CSV データ編集ツールの提供

本サービスを利用して発注者から受信したデータを、登録企業が CSV 形式でパソコン

に取込み、データの明細部を編集するためのアプリケーションツールを提供します（データの明細部を編集するためのアプリケーションツールに関する著作権その他の知的財産権は当社に帰属します。当社の指定する範囲外での無断の複製等は禁止致します。）。

(3) 原本閲覧ツール「CIWEBContView」の提供

登録企業が本サービスに登録された取引データを登録企業自身の社内システム等に移管した場合、当該取引データを閲覧及び印刷するツールを提供します（本ツールに関する著作権その他の知的財産権は、当社に帰属します。当社の指定する範囲外での無断の複製等は禁止致します。）。

(4) 初期導入手続き支援

登録企業が CI-NET LiteS Ver2.1 でデータ交換を行うために必要となる事前手続きを、本サービスの利用開始に先立ち当社がサポートします（電話対応のみ。現地訪問が必要な場合は、サポート会社をご紹介します。）。

(5) 企業識別コード及び電子証明書の新規取得・更新の支援

登録企業が企業識別コード及び電子証明書（一般財団法人建設業振興基金発行）の新規取得または更新を行うに当たり、その手続き等を支援します。

CIWEB 受注者サイト料金規定

当社は、登録企業が本サービスを利用するために当社に支払う料金を以下の通り規定します。

サービス料金表 《2022年1月1日以降の料金表》 （料金金額は全て税別）

料金項目	料金	内容	
①初期ID登録料	20,000円	IDの初期発行時の費用で、加入時のみ発生	
②ID利用料	資本金500万円以下の企業の場合 36,000円/年	IDを1年間利用する利用料で、加入時以降1年毎に発生	
	上記以外の企業の場合 54,000円/年		
③追加ID利用料	36,000円/年	追加IDを1年間利用する利用料で、追加登録時以降1年毎に発生	
④取引データ登録料	～ 20KB	200円	取引データが登録された時点の1度だけ、月毎にその取引データの総容量に応じて料金が発生
	20KB超 ～ 50KB	500円	
	50KB超 ～ 200KB	800円	
	200KB超 ～ 350KB	1,500円	
	350KB超 ～ 500KB	2,000円	
	500KB超 ～ 750KB	3,000円	
	750KB超 ～ 1,000KB	4,000円	
	1,000KB超 ～ 2,000KB	5,000円	
	2,000KB超 ～ 5,000KB	6,000円	
	5,000KB超 ～ 10,000KB	8,000円	
	10,000KB超 ～ 50,000KB	10,000円＋ 5,000KB超毎に5,000円	
	50,000KB超 ～ 100,000KB	50,000円＋ 10,000KB超毎に10,000円	
	100,000KB超 ～ 200,000KB	110,000円＋ 20,000KB超毎に10,000円	
200,000KB超 ～ 250,000KB	185,000円		
250,000KB超 ～ 300,000KB	220,000円		
300,000KB超 ～	250,000円		
⑤技術支援料	個別算定		

注)

1. 上記料金については、入会申込を頂いた企業もしくは組織に一括して当社からの請求書を発行致します。
2. 本サービスの入会手続き時においては、①及び②の料金が必要となり、ID及びパスワード発行後に請求書を発行致します。
3. ④取引データ登録料は、保管する取引データの月毎の総データ容量により、1度だけ料金が発生します。
4. キャンペーンなどで一時的に価格が変更になる場合があります（キャンペーン価格は別途お知らせ致します。）。